

議案第3号

令和元年度の財政融資資金の融通条件の改定

令和元年度の財政融資資金の融通条件の改定について

令和元年度の財政融資資金の融通条件（平成30年12月19日決定）を下記のように改め、令和元年度特別会計補正予算（特第1号）の成立日から適用する。

なお、貸付利率は、国債の利回りを基準として財務大臣が毎月定める利率とする。

記

1. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（イ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和元年度における貸付けのうち1,120億円については、15年以内、4,430億円については、9年以内

2. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ロ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、（i）5年経過ごと金利見直し貸付に係る貸付けについては、5年以内（満期一括償還）とすることができる。

（ii）令和元年度における貸付けのうち1,843億円については、15年以内、4,607億円については、10年以内

（iii）挑戦支援資本強化特例制度に係る貸付けについては、7年以内（満期一括償還）

3. 記3 株式会社日本政策金融公庫に対する貸付けイ（ハ）ただし書を次のとおり改める。

ただし、令和元年度における貸付けのうち65億円については、30年以内（20年以内の据置期間を含む。）、150億円については、15年以内、1,300億円については、10年以内、1,450億円については、5年以内

4. 記4 沖縄振興開発金融公庫に対する貸付けイただし書中（ロ）を次のとおり改める。

（ロ）令和元年度における貸付けのうち166億円については、25年

以内（２年以内の据置期間を含む。）、２５２億円については、２０年以内（２年以内の据置期間を含む。）、５２５億円については、７年以内（１年以内の据置期間を含む。）

- ５．記１８ 独立行政法人都市再生機構に対する貸付けに次のただし書を追加する。

ただし、令和元年度における貸付けのうち５７３億円については、１０年以内（５年以内の据置期間を含む。)

- ６．記１９ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対する貸付けに次のただし書を追加する。

ただし、令和元年度における貸付けのうち５００億円については、４０年以内（２０年以内の据置期間を含む。）、５，０００億円については、３０年以内（２０年以内の据置期間を含む。)

- ７．記２４ 株式会社日本政策投資銀行に対する貸付けただし書を次のとおり改める。

ただし、令和元年度における貸付けのうち６，２００億円については、２０年以内（５年以内の据置期間を含む。）、２００億円については、１７年以内（５年以内の据置期間を含む。）、９００億円については、１５年以内（５年以内の据置期間を含む。）、２００億円については、１２年以内（５年以内の据置期間を含む。）とすることができる。